

議案第 39 号

清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

## 清水町介護保険条例の一部を改正する条例

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和4年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）」を「令和4年度分の保険料であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が定められている保険料」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。